平成２１年（フ）第７８２号
栃木県宇都宮市鶴田町617番地14
債務者　髙野フミ子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８５６号
栃木県宇都宮市若草５丁目４番１号　アレストホソヤ202号、前住所栃木県宇都宮市松原２丁目２番40号　サンワハイツ101号
債務者　根本　英夫
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８５７号
栃木県宇都宮市下岡本町1994番地２　上田コーポＢ棟105号
債務者　野沢　高也
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８１６号
愛知県安城市二本木町二本木85番地９　シティハイム二本木101
債務者　村山　義人
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月15日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７４７号
栃木県宇都宮市旭１丁目４番32号
債務者　佐藤　　孝
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８２７号
栃木県日光市木和田島3131番地13
債務者　伊谷　悦子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３２６８号
横浜市金沢区富岡西７丁目16番２―212号
債務者　落合　正昭
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４４１号
横浜市旭区市沢町872番地３　ポプラハイム３―101
債務者　田村　　修
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８３号
岡山県久米郡久米南町上神目455番地１
債務者　光延　勝枝
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１８４号
岡山県久米郡久米南町上神目455番地１
債務者　光延　孝弘
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１９７号
岡山県津山市河辺872番地１
債務者　三宅　幾夫
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第４３３号
広島県府中市高木町1047番地２　リビエールアンＢ102号室
債務者　今山　清二
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後２時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第６６０号
静岡県袋井市下山梨一丁目13番地の10　コーポトゥエルブ201
債務者　大村　英文
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６６３号
静岡県湖西市白須賀6137番地の１　サンリットヒルズＢ205、前住所愛知県豊橋市西小田原町104番地１　311
債務者　関戸由理子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６６５号
静岡県浜松市東区中野町698番地
債務者　内野千恵子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係